

管路設計付水道工事発注方式（小規模簡易 DB 方式）試行要領

（趣旨）

第1条 この要領は、奥州市上下水道部水道課が発注する水道工事において、効率的かつ合理的な水道工事を実施するため、管路設計付水道工事発注方式（小規模簡易 DB 方式以下「DB 方式」という。）により発注する場合に際し必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）DB 方式 発注者が概算数量にて積算して発注し、契約後、受注者の現地調査及び設計成果に基づき設計変更を行う手法をいう。

（2）概算数量 詳細設計を行わずに作成した簡易な設計図や標準的な定規図を使用して算出した数量等をいう。

（3）設計図書 受注者が、契約後に行う測量及び試掘等の現地調査結果を基に作成する設計図や数量計算書等をいう。

（4）承諾図書 受注者から提出された設計図書のうち、発注者の承諾を得たものをいう。

（対象工事）

第3条 DB 方式の対象工事は次の各号に定める要件を全て満たすものとする。

（1）布設口径 ϕ 350mm 以下（浅層埋設可能な口径）

（2）道路形状等が一般的で特殊ではなく、地下埋設物が多く錯綜していないもの

（3）他工事との共同施工や同時施工となっていないもの

（入札参加者への周知）

第4条 DB 方式により発注する場合は、入札公告時、次に掲げる事項を明示するものとする。

（1）DB 方式によるものであること。

（2）概算数量に基づく設計であること。

（3）設計図書の作成を要するものであること。

（発注図書）

第5条 DB 方式により発注する場合における発注図書は、次に掲げるものとする。

（1）概算数量に基づき積算した工事概算設計書

（2）位置図、概略平面図、標準断面図及び舗装復旧図等の概略設計図

（現場調査及び設計図書の作成）

第6条 受注者は、発注図書に基づき工事現場の測量及び試掘等の現地調査を実施し、その結果を基に当該工事の設計図書を作成するものとする。

（承諾図書）

第7条 発注者は、受注者から提出された設計図書を審査し、承諾図書として定めるもの

とする。

(施工)

第8条 受注者は、前条の承諾図書に基づき工事を実施する。ただし、施工に伴い内容の変更が生じたときは発注者と協議すること。

(設計変更)

第9条 設計変更は、承諾図書の確定に基づき行う。なお、内容変更による数量の増減が生じているものについては、発注者及び受注者が合意した数量により設計変更を行うものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項については、発注者と受注者が協議の上これを定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する